

○高圧ガス販売事業届（一般則、液石則、冷凍則）

根拠法令

- ・法20の4 一般則第37条
- 液石則第38条
- 冷凍則第26条

適用

1. 高圧ガスの販売事業を営もうとする者
2. 「販売の事業」とは、高圧ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的を持って行おうとする者をいう。
3. 冷凍保安規則でいう販売とは、1日の冷凍能力が20トン（冷媒ガスがフルオロカーボンの場合は50トン）以上の冷凍設備内における高圧ガスを販売することをいう。したがって、容器内のフルオロカーボン等の販売は一般則の適用となる。
4. 第一種製造者がその充てんした事業所において販売する場合、施行令第6条に規定する高圧ガスを販売する場合は、届出を要しない。

必要書類

1. 高圧ガス販売事業届書（一般則様式第21、液石則様式第21、冷凍則様式第13）
2. 販売計画書（販売の目的、販売するガスの種類、商流、販売先、周知、容器置場がある場合の容器置場の面積・貯蔵量、自社車両で移動する場合は移動の基準への対応、ガスの供給元及び許可・届状況、連絡先等）（参考様式）
3. 高圧ガス引渡先保安台帳（参考様式）
4. 販売台帳（容器授受明細簿）の様式（参考様式）
5. 販売する高圧ガスの種類に応じて法20条の6第1項の省令で定める技術上の基準（販売業者等に係る技術上の基準）への対応状況の書面及び図面（位置図、配置図など）
6. 法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人の場合は、住民票
7. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

※販売主任者の選任を必要とする高圧ガスの場合は、販売主任者選任届の提出も必要（一般則第72条、液石則第70条）

（製造保安責任者免状及び販売主任者免状の写し及び6か月以上の製造又は販売に有する証明書）